

地震・津波・火山噴火等防災対策及び 原子力安全・防災対策の充実強化に関する決議

国においては、災害対策法制の整備等を進めてきたところであるが、近年、大型化する台風、頻発する集中豪雨・土砂災害、竜巻等の突風、記録的な大雪により、各地に甚大な被害が生じているほか、今年9月に発生した御嶽山の火山噴火では、多くの尊い生命が奪われたところである。これらの災害から、可能な限り被害を最小限に抑止するためには、ハード面・ソフト面の様々な防災・減災対策をより一層進めていくことが急務である。

また、東京電力福島第一原子力発電所事故は、地震や津波などにより安全機能が一斉に喪失し、さらにその後の深刻な事態への移行を食い止めることができず、甚大な被害をもたらした。国は、二度と同様の事故による被害と困難を招かないよう原子力安全・防災対策に万全の措置を講じなければならない。

よって、国は、国民の生命と財産を守るため、災害に強いまちづくりを推進するとともに、原子力発電所の安全・防災対策の充実を図るよう、下記事項について、迅速かつ万全の措置を講じるよう強く要請する。

記

1. 地震・津波対策の充実強化について

- (1) 国と地方が連携して地震対策に取り組んでいくために、地域の実情を十分配慮の上、「国土強靱化基本計画」、「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」、「首都直下地震緊急対策推進基本計画」等の諸計画を着実に推進すること。
- (2) 「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の有効期限を延長すること。
- (3) 日本海側及び太平洋側における地震・津波に関する被害想定調査を早急に実施するとともに、地域防災計画の見直し、並びに防災拠点施設の整備やハザードマップの整備等、防災対策の推進について支援措置を講じること。

2. 防災・減災対策の充実強化について

- (1) 教育・文化施設等の公共施設や都市基盤施設、民間住宅等の耐震化事業等、防災・減災に係る諸事業を推進するために、財源措置を拡充・強化すること。

(2) 御嶽山の火山噴火を踏まえ、観測予知及び情報発信等の火山防災体制について充実強化を図ること。

また、噴火活動観測時において、国等関係機関が連携した早期の現地対策本部を設置し、広域避難先の確保や、高速道路を活用した避難体制を整備すること。

(3) 土砂災害警戒区域等の指定については、その促進を図るとともに、都市自治体の実施する防災体制の整備について、国・都道府県が連携して支援を行うこと。

(4) 土砂災害特別警戒区域内からの住宅移転や、土砂災害警戒区域等における周辺斜面の補強整備等の土砂災害防止対策について支援を拡充すること。

(5) 局地的な豪雨をより正確に予測できる予報システム及び情報提供体制を構築すること。

また、特別警報の発表については、県単位ではなく、市町村単位で行うよう見直すこと。

(6) 住民の安全・安心を確保するため、消防・救急無線や防災行政無線の施設整備及びデジタル化に係る整備費用、維持管理費用等について、財政措置を拡充すること。

(7) 地域防災力の中核として位置付けられる消防団活動への支援として、団員処遇及び活動のための装備の改善、資機材の確保等に関わる具体的な財政上の措置を講じること。

3. 発災時の支援対策の充実強化について

(1) 被災自治体への支援を効果的に行うため、災害救助法及び関係する諸制度において、支援物資の提供、職員派遣、避難先確保等の都市自治体間の支援に係る仕組みを確立するとともに、財政措置を拡充すること。

(2) 災害復旧・復興を早期かつ着実に進めるため、国が負担する災害復旧事業に対する財政措置を拡充・強化すること。

4. 原子力安全・防災対策の充実強化について

(1) 東京電力福島第一原子力発電所事故の徹底した検証に基づき、いかなる場合においても原子力発電所の安全が確保できるよう万全の対策を講じることにより、住民の安全確保と不安解消に努めるとともに、新規制基準に基づく適合評価について、厳格なる審査の下、結果を分かりやすく説明すること。

また、新規制基準については、不断の改善に必要な科学的知見の整備・蓄積を

行い、更なる高度化を図ること。

- (2) 関係地方公共団体は、原発事故に備え、地域防災計画及び避難計画を策定しているが、その実効性を高めるため、都市自治体だけでは解決が困難な課題について、国・県等が連携して支援すること。さらに、原子力防災対策の拡充強化に伴う財源を確実に措置し、速やかな事業実施に配慮すること。
- (3) 中長期的なエネルギー政策のあり方については、地球環境の保全と国民の安全・安心の確保や産業活動の発展を踏まえ、効率的・安定的な電力供給の確保等を図るため、国民的議論を尽くした上で必要な措置を講じること。

以上決議する。

平成 26 年 11 月 13 日

全 国 市 長 会